

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さんに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

✗ (A社) 事業場内最低賃金 ($X + 55$ 円)

$X + 50$ 円

○ (B社) 事業場内最低賃金 ($X + 30$ 円)

X 円 改定前の地域別最低賃金

対象範囲
(50円)

事業場内最低賃金が $X + 50$ 円までの事業所が対象となります。

(※) X 円～ $X + 50$ 円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円（引上額63円）の場合>

$X + 63$ 円

$X + 50$ 円

X 円

改定後の地域別最低賃金

対象範囲の拡充

○ (A社) 事業場内最低賃金
($X + 55$ 円)

○ (B社) 事業場内最低賃金
($X + 30$ 円)

改定前の地域別最低賃金

事業場内最低賃金が $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

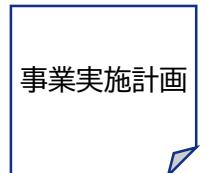
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



を提出し、計画の審査を受けます。



- （審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

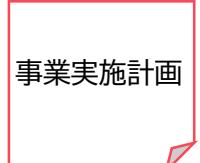
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意下さい。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



を提出し、計画の審査を受けます。



- （審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、

業務改善助成金センターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）